

香川県報



第 72 号

平成 16 年

9月10日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
 - 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () 二
 - 生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出 () 二
 - 生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定 () 二
 - 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 三
 - 救急病院又は救急診療所の認定 (医務国保課) 三
 - 救急病院又は救急診療所に該当しなくなった旨の告示 () 三
 - 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定 (水産課) 四
 - 道路の区域変更 (二件) (道路保全課) 四
 - 道路の供用開始 (二件) () 五
 - 道路の位置指定 (建築課) 五
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による告示 (経営支援課) 六
- 選挙管理委員会告示**
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出
 - 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出
 - 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出
- 監査委員公表**
- 監査結果に基づく措置の公表

告 示

●香川県告示第六百二十三号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、八、一六	医療法人社団讃陽堂 松原病院	木田郡三木町大字池戸三三三二番地一
平成一六、八、一二	くすのき調剤薬局	木田郡三木町大字池戸三三三六番地一
平成一六、八、一	瀬戸調剤薬局川西店	丸亀市川西町北一八七番地一

●香川県告示第六百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、八、一五	医療法人社団讃陽堂 松原病院	木田郡三木町大字池戸三三三二番地
平成一六、八、一一	くすのき調剤薬局	木田郡三木町大字池戸三三三四番地三
平成一六、七、三一	瀬戸調剤薬局川西店	丸亀市川西町北一八七番地一

●香川県告示第六百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、七、一	松下外科医院	東かがわ市三本松一三七三番地五

●香川県告示第六百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施術者	施術者の住所	施設の名 称	施設の所在地
平成一六、八、二三	貞広精次	坂出市文京町一丁目一―二四	貞広整骨院	坂出市文京町一丁目一―二四

●香川県告示第六百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七一〇一 一八四三五	医療法人社団藤英会齊藤病院 高松市花園町一丁目六番八号	医療法人社団藤英会 理事長 齊藤寛英 高松市花園町一丁目六番八号	平成十六年九月一日	介護療養型医療施設
三七七〇一 〇三三〇一	グループホーム実の里 高松市十川東町九三八番地一	有限会社完土 代表取締役 完土勇 高松市十川東町九三八番地一	〃	痴呆対応型共同生活介護

三七七〇一 〇三三一九	デイサービスさくらんぼ 高松市伏石町一四九四番地一	医療法人社団まえた整形外科医院 理事長 前田直俊 坂出市室町三丁目一番一三号	〃	通所介護
三七七〇一 〇三三二七	グループホームすずらん 高松市伏石町一四九四番地一	医療法人社団まえた整形外科医院 理事長 前田直俊 坂出市室町三丁目一番一三号	〃	痴呆対応型共同生活介護
三七七〇一 〇三三三五	有料老人ホームフラワ―ガーデン伏石 高松市伏石町一四九四番地一	有限会社マエダメディカルコーポ 代表取締役 前田敬子 坂出市室町三丁目一番一三号	〃	特定施設入所者生活介護
三七七〇二 〇〇六〇二	有限会社エスビーエス 丸亀市川西町北五一八番地一	有限会社エスビーエス 代表取締役 木村安志 丸亀市郡家町三二八番地三	〃	訪問介護
三七七〇二 〇〇六一〇	香川県高齢者生活協同組合「丸亀ひだまり」 丸亀市前塩屋町一丁目一〇番六号	香川県高齢者生活協同組合 理事長 宮武實 高松市勅使町六八七番地四	〃	通所介護
三七七〇二 〇〇六二八	ハート・ケア介護サービスセンター 丸亀市津森町六八番地八	有限会社ハート・ケア 代表取締役 長岡俊造 丸亀市津森町六八番地八	〃	訪問介護
三七七〇四 〇〇四六七	まごころ丸亀指定居宅介護支援事業所 善通寺市原田町一三四四番地二	NPO法人中讃丸亀センター 理事長 土居寛子 善通寺市原田町一三四四番地二	〃	居宅介護支援

三七七〇六 〇〇二一五	株式会社トーカーいさぬ き出張所 さぬき市鴨部六一二五 番地一	四番地二 株式会社トーカー 代表取締役 河野猛 高松市鶴市町二〇二五 番地三	〃	福祉用具 貸与
三七七一四 〇〇四四一	アイリスケアセンター 空港通り 香川郡香川町大野二五 五六番地二	株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田明彦 東京都千代田区神田駿 河台二丁目九番地	〃	訪問介護 居宅介護 支援
三七七一五 〇〇八二八	居宅介護支援事業所ア イル 綾歌郡国分寺町福家甲 三七七七番地一三	有限会社I'LL 取締役 猪熊俊和 綾歌郡国分寺町福家甲 三七七七番地一三	〃	居宅介護 支援
三七七一五 〇〇八三六	株式会社トーカー訪問 入浴サービス綾南営業 所 綾歌郡綾南町陶四三四 三一六	株式会社トーカー 代表取締役 河野猛 高松市鶴市町二〇二五 番地三	〃	訪問入浴 介護
三七七一六 〇〇六二八	居宅介護支援事業所く るみ 仲多度郡多度津町北鴨 二丁目五番三号	有限会社くるみ 代表取締役 八代雅也 仲多度郡多度津町北鴨 二丁目五番三号	〃	居宅介護 支援

●香川県告示第六百二十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
------	---------	-------	-----

一六一六	平成十六年八月 十六日から 平成十九年八月 十五日まで	医療法人社団讃陽堂松原病 院	木田郡三木町大字池戸三 二二三番地一
------	--------------------------------------	-------------------	-----------------------

●香川県告示第六百二十九号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項各号に該当しなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。
平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	失効日	医療機関名	所在地
一四一五十六	平成十六年八月 十五日	医療法人社団讃陽堂松原病 院	木田郡三木町大字池戸二 三六二番地

●香川県告示第六百三十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、高松東部加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので告示する。
平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第六百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月十日から同年十月一日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 財田満濃線（百九十七号）

三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡満濃町大字吉野字宮東八 二一番一地先から	仲多度郡満濃町大字吉野字宮東八 七四四番地先まで	前 八・〇	二〇・七	六五	緊急地方道 路整備工事 による自転 車歩行者道 の新設
後	後	後 一・二・二 二九・八	後 一〇・三	後 一〇七	

●香川県告示第六百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月十日から同年十月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 炭所西善通寺線（百九十九号）
- 三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡満濃町大字吉野字宮東八 〇九番地先から	仲多度郡満濃町大字吉野字宮東八 二一番一地先まで	前 二・七	七・二	一〇七	緊急地方道 路整備工事 による現道 拡幅
後	後	後 一〇・三	後 一〇・三	後 一〇七	

●香川県告示第六百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月十日から同年十月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 田面入野山線（百三十二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市水主二一〇〇番二二地先から 東かがわ市水主一七七八番一一地先まで	一・二・〇 二二六・八	二七五	平成十五年 香川県告示 第百一号で 変更した区 域の一部

四 供用開始の期日 平成十六年九月十三日

●香川県告示第六百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月十日から同年十月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 四百三十八号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡琴南町大字中通字西木戸二六一番 二地先から 仲多度郡琴南町大字造田字一本杉三四四一 番四地先まで	一一・五 ） 二三・五	九七一	平成十一年 香川県告示 第七百九十 二号で変更 した区域

四 供用開始の期日 平成十六年九月十日

●香川県告示第六百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 坂土指道 第十一号
- 二 指 定 年 月 日 平成十六年八月三十日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 綾歌郡宇多津町字長縄手七三三一及び七三三二―三
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・六五メートル
延長 三二・七一メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第四百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年九月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第二百二十三号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

パウ高松上天神 高松市上天神町字中の坪五三六番地ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年九月十日（金曜日）から同年十月十二日（火曜日）まで

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十六年九月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地
辻正雄後援会	辻 正雄	辻 正雄	香川郡香南町大字西庄二一六三一
水本てつお後援会	水本 徹雄	水本 通子	丸亀市城東町一―九―二六

●香川県選挙管理委員会告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年九月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党林支部	会計責任者の氏名	藤井 幹子	野口 義裕

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
小林たけし後援会	政治団体の名称 代表者の氏名	小林たけし後援会 小林 恒男	小林たけしを励ます会 金丸 繁利

●香川県選挙管理委員会告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同法第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年九月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	その他の知恵子香川県後援会
---------	---------------

監査委員公表

●香川県監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成16年9月10日

香川県監査委員 鎌 田 守 泰

同 名 和 基 延

同 同 石 川 稠 治

同 同 同 野 口 義 裕

1 監査対象部局 健康福祉部（病院事業会計を除く。）

2 監査対象年度 平成15年度

3 措置の状況

指導注意事項	ア 収納事務の委託について 社会福祉法人日本保育協会との間で保育士登録業務委託契約書を締結し、保育士登録手数料の収納事務を委託しているが、収納事務を委託した旨の告示をしていないので、告示する必要がある。（子育て支援課） イ 通勤手当の支給について 自動車で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通勤距離の認定を誤っているものが見受けられたので、精査のうえ正当額との差額分を返納させる必要がある。（中讃保健所、中讃保健所坂出支所）	措置の状況 平成16年3月23日付け香川県報（香川県告示第179号）において告示した。
--------	---	--

平成16年2月に返納済みである。

	<p>ウ 超過勤務手当等の支給について</p> <p>超過勤務手当又は休日給の支給に当たり、支給割合を誤って支給しているので、正金額との差額分を調整する必要がある。 (保育専門学院)</p> <p>エ 旅費の支給について</p> <p>自家用車使用による通勤手当の支給を受けている職員について、通勤と同じ手段により通勤経路と同一の経路を含む出張を命じたため、旅費計算に当たって通勤手当との調整が必要であったにもかかわらず、調整をせず誤った額の旅費を支給しているので、正金額との差額分を返納させる必要がある。(中讀保健所坂出支所)</p> <p>オ 前渡金の精算について</p> <p>資金前渡を受けた職員が、前渡金受領から支払うまで、相当期間経過しているものがあつた。(斯道学園)</p>	<p>平成16年3月・4月分の給与支給時に返納済みである。</p> <p>平成16年2月に返納済みである。</p> <p>今後は、県会計規則の規定に従い、適正に処理する。</p>
--	--	---

平成十六年九月十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています